

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
一般競争入札心得（測量・建設コンサルタント等）

平成29年4月1日制定
令和元年10月1日改定
令和8年4月1日改定

（目的）

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
- 3 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
- 4 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は委託費内訳書の内容を開示してはならない。

（調査資料の提出）※低入札価格調査制度を適用する入札のみ該当

第4条 低入札価格調査制度を適用する入札において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する入札参加者は、入札に際して当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「調査資料」という。）を提出しなければならない。この場合において、調査資料を提出しない者は、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札をしてはならない。

- 2 調査資料は、入札説明書の規定及び入札説明事項の規定に従って作成し、提出しなければならない。
- 3 調査資料に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札審査会において、当該

入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査及び審査を行う。

- 4 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札審査会が前項の規定により調査及び審査を行った者以外の者が提出した調査資料は、落札決定後、予め定められた期間内に、当該入札参加者から返却の申出があった場合には、返却する。

(入札)

第5条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定された日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。
- 5 入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めるときは、当該入札を延期又は中止することがある。
- 6 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札場には、入札参加者並びに入札執行担当職員及び当該入札に立ち会う職員以外の者は入場することができない。
- 9 入札参加者は、入札場に入場しようとするときは入札執行担当職員に一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあつては、入札辞退届を提出するものとする。
 - (2) 入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したも

のとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせる。

2 入札参加者は、開札開始後入札場に入場することができない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (7) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (10) 委託費内訳書を提出しなかった者のした入札
- (11) 調査資料を提出しない者が、低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた入札をした者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札において、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる入札をした者
- (3) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ② 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者又は同要

綱別表に掲げる措置要件に該当した者

- ④ 法人及び設置団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度を採用した入札の場合においては、落札者は次のとおりとし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(1) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合にあつては、法人は調査を行う（最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い調査を行う。）。調査の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき以外は、その者を落札者とし、その者を落札者としなるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を調査のうえ落札者とする。

(再度の入札)

第12条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

この場合において、再度の入札は、2回以内とする。ただし、予定価格を事前公表し、かつ、最低制限価格制度を適用しない入札の場合においては、再度の入札は行わない。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第9条第1号及び第2号又は第6号から第11号までのいずれかに該当し無効とされた入札をした者

(2) 第9条第12号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供を持って契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 法人が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(1) 落札者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき

(2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。（契約書の提出）

第14条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。

3 落札者が前2項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第15条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立て)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和8年4月1日から施行する。